

答申第 847 号

情 公 第 2041 号

令和 8 年 10 月 5 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 9 月 16 日付けで諮問された第一種動物取扱業に関する文書一部非公開の件（その 1）（諮問第 927 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、令和 7 年 5 月 7 日付け行政文書一部公開決定における非公開情報のうち、別表 2 の「公開すべき情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、令和 7 年 4 月 2 日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表 1 の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和 7 年 4 月 16 日付けで、条例第 10 条第 4 項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長した上、令和 7 年 5 月 7 日付けで、別表 1 の「処分内容」欄に掲げるとおり、行政文書一部公開決定を行った。
- (3) 審査請求人は、令和 7 年 7 月 29 日付けで、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、当該決定のうち、別表 1 の項番 4 の「処分内容」欄に掲げる条例第 5 条第 3 号を非公開理由とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 令和 7 年 7 月 29 日付け審査請求書における主張要旨について

特定登録番号の第一種動物取扱業登録者は、特定 NP0 法人である。NP0 法人は社会貢献活動を行うことを目的とし、特定 NP0 法人は、特定非営利活動に係る事業として「動物保護事業」を、特定非営利活動に必要な資金や運営費に充てるために、特定非営利活動に支障がない限りにおいて（その他の事業として）「ペット園芸関連事業」を行っている。営利法人としてのペットショップのような第一種動物取扱業とは異なる。公開することにより、特定 NP0 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないのであるから公開すべきである。

(2) 令和7年9月4日付け反論書における主張要旨について

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する NPO 法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としている。NPO 法人となる基準は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、営利を目的としないことである。NPO 法人の権利は、特定非営利活動促進法及び定款の範囲で存在し、営利法人とは異なり、競争上の地位を有していないと考える。そして、NPO 法人制度は、寄付や補助金・助成金が重要な活動原資であることから、情報公開を通じた市民の選択、監視を前提とした制度となっている点が大きな特徴である。なお、特定 NPO 法人は、動物の保護を目的として、市民・県民を超えて SNS やクラウドファンディングサイトにおいて、全国から継続的寄付を得ている。NPO 法人の正当な権利と同様に、寄付者の正当な権利も守られるべきと考える。特定 NPO 法人が公開している令和6年度の活動計算書によると、同業他社との競争に晒されていない特定非営利活動からの収益が主体となっている。

情報公開を通じた市民の選択、監視を前提とした NPO 法人には、同業他社が容易に知ることができないことをもって公開できない情報はないと考える。

(3) 令和8年8月8日付け意見書における主張要旨について

実施機関が、特定年月日特定記号番号により、審査請求人に対して行った一部公開決定処分の取消しを主張する。

4 実施機関（担当：健康医療局動物愛護センター）の説明要旨

第一種動物取扱業登録者が NPO 法人であることを理由に、「公開することにより、特定 NPO 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない」として各項目の公開を求められているが、たとえ NPO 法人であったとしても、特定非営利活動に必要な資金や運営費を得る必要があることから、営利法人と同様に、特定 NPO 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益は守ら

れるべきと考える。

非公開とした項目のうち、業務の具体的内容、事業所に配置される職員の最低数及び備考については営業方針に関する情報である。また、飼養施設建築構造、飼養施設延床面積、飼養施設敷地面積、飼養施設材質床面、飼養施設材質壁面、飼養施設設備の種類及び飼養施設管理の方法は、同業他社が容易に知ることのできない情報である。どちらも公開することによって特定 NPO 法人の生産活動の状況を推し量ることが可能となり、特定 NPO 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 3 号に該当するため、非公開とした。

非公開とした項目のうち、「第一種動物取扱業の実施の方法各項目及び備考」及び「犬猫等健康安全計画の犬猫等の繁殖を行うかどうか及び各項目の計画の内容」については営業方針に関する情報である。また、飼養施設の平面図、ケージ等の規模を示す平面図・立面図及び「動物愛護管理法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類非該当事項」のうち申請者の項目及び使用承諾証明書各項目及び備考については、同業他社が容易に知ることができない情報である。どちらも公開することによって特定 NPO 法人の生産活動の状況を推し量ることが可能となり、特定 NPO 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 3 号に該当するため、非公開とした。

非公開とした項目のうち、「動物愛護管理法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類非該当事項」のうち特定 NPO 法人の役員、使用人及び動物取扱責任者の項目については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 1 号に該当するため、非公開とした。

5 審査会の判断理由

実施機関は、別表 1 の項番 4 の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げる請求に対して、別表 2 に掲げる文書①から文書⑨までの各行政文書を特定した上で、これらの行政文書に含まれる情報の一部が条例第 5 条第 3 号に規定する法人等に関する情報に該当することを理由に本件処分を行っているこ

とから、以下、その妥当性を検討する。

(1) 文書①から文書③までについて

標記文書は、いずれも特定 NPO 法人が実施機関に提出した「第一種動物取扱業登録申請書」と題する書面であり、それぞれ「販売」「保管」「展示」という第一種動物取扱業の種別ごとに提出されたものであることが認められる。実施機関は、当該書面に含まれる情報のうち、ア「5 業務の内容及び実施の方法」欄の情報の一部、イ「7 飼養施設（施設を有する場合）」欄の情報の一部、ウ「12 事業所に配置される職員の最低数」欄の情報、エ「17 備考」欄の情報について、これを公開することで特定 NPO 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして非公開としている。

そこで検討すると、上記アの情報は、特定NPO法人がホームページで公開している情報と同種の情報であるため、これを公開しても、特定NPO法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認め難い。

次に、上記ウの情報は、特定NPO法人がその事業所に配置する職員の最低人数であるが、かかる情報からは特定NPO法人による施設の具体の運営状況を推測できるとはいえないため、これを公開しても、特定NPO法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認め難い。

また、上記エの情報は、特定NPO法人の具体の運営方針等に関する情報が含まれているとは認められず、これを公開しても、特定NPO法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認め難い。

一方、上記イの情報は、特定NPO法人が運営する施設の物理的構造、規模及び内部設備に関する詳細な情報と認められることから、これを公開すれば、特定NPO法人の正当な利益を害するおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難い。

以上のことから、上記アからエまでの情報のうち、イの情報を非公開としたことは妥当であるが、その余の情報は公開すべきである。

(2) 文書④について

標記文書は、「動物愛護管理法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類」と題する書面であり、実施機関は、当該書

面に含まれる情報のうち、申請者が動物愛護管理法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに規定する登録拒否事由に該当しない場合に記入する欄の一部を条例第 5 条第 3 号に規定する情報として非公開としている。

そこで検討すると、標記文書が、動物愛護管理法の規定に基づく登録手続が完了した者に係る申請書類として請求及び特定された行政文書であることを踏まえれば、当該情報を公開しても、特定 NPO 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認め難いため、実施機関は当該情報を公開すべきである。

(3) 文書⑤について

標記文書は、「第一種動物取扱業の実施の方法」と題する書面である。実施機関は当該書面に含まれる情報のうち、「実施方法」中のチェックボックス欄及び「その他」欄に含まれる情報を非公開としている。

そこで検討すると、まず、「貸出しをしようとする動物の特性及び状態に関する情報の提供の方法」欄は貸出業を行う場合に記載する項目であるが、そもそも特定NPO法人が貸出業を行う事業者ではないことは標記文書の公開情報から明らかであることから、当該欄の非公開情報を公開しても、特定NPO法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、「備考」欄中の非公開情報は、特定NPO法人の具体の運営方針等に関する情報が含まれているとは認められず、これを公開しても、特定NPO法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認め難い。

一方、その余の非公開情報は、特定 NPO 法人がいかなる方法で第一種動物取扱業を実施しているかという事業の運営方針に関する情報が推知されるおそれがある情報と認められ、これを公開すれば、特定 NPO 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるという実施機関の説明は否定し難い。

以上のことから、標記文書の非公開情報のうち、「貸出しをしようとする動物の特性及び状態に関する情報の提供の方法」欄の非公開情報及び「備考」欄の非公開情報は公開すべきであるが、その余の情報を非公開としたことは妥当である。

(4) 文書⑥及び⑦について

標記文書は、「飼養施設の平面図」及び「ケージ等の規模を示す平面図・立面図」と題する書面である。実施機関は当該書面に含まれる情報のうち、図面のすべて及びその付記情報の一部を非公開としている。

そこで検討すると、当該情報は、特定NPO法人が管理する飼養施設の詳細な内部レイアウト及び動物の飼養に用いるケージ等の具体の構造を示すものと認められるため、当該情報を公開すると、特定NPO法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるという実施機関の説明は否定し難い。

よって、実施機関が当該情報を条例第5条第3号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(5) 文書⑧について

標記文書は「使用承諾証明書」と題する書面であり、申請者が第一種動物取扱業を実施する際に、事業実施場所の所有者等が当該申請者に対してその使用を承諾したことを証明するための文書である。

そこで検討すると、実施機関が非公開とした情報のうち、「事業実施場所（事業所・飼養施設）の所在地」欄及び「事業実施場所の使用者」欄の情報は、他の公開文書にて公開されているため、これを公開しても、特定NPO法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、「備考」欄中の非公開情報は、特定NPO法人の具体の運営方針等に関する情報が含まれているとは認められず、これを公開しても、特定NPO法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認め難い。

一方、「事業実施場所の所有者又は管理委託者」欄の情報のうち、事業実施場所の所有者の氏名、住所、郵便番号及び電話番号（以下「所有者情報」という。）は、条例第5条第1号本文に定める特定の個人が識別される情報（個人識別情報）であることが明らかであるため、当該情報を非公開としたことは、結論として妥当である。しかし、その余の情報は、所有者がその所有地の使用を承諾したことを示す情報にとどまり、これを公開

することで特定NPO法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認め難い。

以上のことから、実施機関は、標記文書の非公開情報のうち、「事業実施場所（事業所・飼養施設）の所在地」欄の非公開情報、「事業実施場所の使用者」欄の非公開情報及び「事業実施場所の所有者又は管理委託者」欄中の所有者情報以外の非公開情報を公開すべきであるが、その余の非公開情報を非公開としたことは結論として妥当である。

(6) 文書⑨について

標記文書は「犬猫等健康安全計画」と題する書面であり、犬猫等の飼養の際に、犬猫等の繁殖の実施の有無及び事業運営に係る犬猫等の取扱い方法が記載されている。

そこで検討すると、実施機関が非公開とした情報はいずれも、特定NPO法人にて飼養されている犬猫等の具体的な取扱いに関する情報と認められるため、これを公開すると、特定NPO法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難い。

よって、実施機関が当該情報を条例第5条第3号に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関は、別表2の「公開すべき情報」欄に掲げる情報を公開すべきであるが、その余の情報を非公開としたことは妥当である。

6 附言

行政文書公開請求に対して行政文書の全部又は一部の公開拒否決定を行う際は、条例第10条第3項の規定に基づく非公開理由の提示義務が生じる。その趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、請求者に審査請求等の便宜を与えることにありと解されるため、非公開情報及び非公開理由の示し方についても、個々の非公開情報がどのような理由で非公開とされたのかを審査請求人が了知できるよう、非公開箇所を明示したうえで、当該箇所ごとの具体的な非公開理由を記載することが求められると解すべきである。

この点、本件処分では、文書④の非公開情報について、「条例第5条第1号該当」及び「条例第5条第3号該当」と記載するにとどまっており、複数の非公開箇所のうち、いずれが条例第5条第1号に該当し、いずれが同条第3号に該当するかが示されておらず、非公開箇所ごとの具体的な非公開理由が示されているとも認められない。

そのため、今後実施機関が非公開決定を行うにあたっては、非公開箇所の特
定と当該非公開箇所ごとの具体的な非公開理由の明示を行うよう、ここに附
言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

項番	公開請求に係る行政文書の内容	処分内容
1	・ 第一種動物取扱業（展示、特定登録番号、特定登録日）の廃業等届出書と添付書類 ・ 第一種動物取扱業（販売、特定登録番号、特定登録日）の廃業等届出書と添付書類 ・ 第一種動物取扱業（保管、特定登録番号、特定登録日）の廃業等届出書と添付書類	一部公開 (条例第5条第1号本文及び第3号該当)
2	・ 第一種動物取扱業（展示、特定登録番号、特定登録日）の令和6年度に係る犬猫等販売業者定期報告届出書 ・ 第一種動物取扱業（販売、特定登録番号、特定登録日）の令和6年度に係る犬猫等販売業者定期報告届出書	非公開 (文書不存在)
3	・ 第一種動物取扱業（展示、特定登録番号、特定登録日）に対して動物の愛護及び管理に関する法律に基づいて令和6年度に行われた処分を示す文書 ・ 第一種動物取扱業（販売、特定登録番号、特定登録日）に対して動物の愛護及び管理に関する法律に基づいて令和6年度に行われた処分を示す文書 ・ 第一種動物取扱業（保管、特定登録番号、特定登録日）に対して動物の愛護及び管理に関する法律に基づいて令和6年度に行われた処分を示す文書	非公開 (文書不存在)
4	・ 第一種動物取扱業（販売、特定登録番号）の登録申請書と添付書類 ・ 第一種動物取扱業（保管、特定登録番号）の登録申請書と添付書類 ・ 第一種動物取扱業（展示、特定登録番号）の登録申請書と添付書類	一部公開 (条例第5条第1号本文及び第3号該当)

別表 2

項番	特定した行政文書	公開すべき情報
文書①	特定年月日付けで申請があった特定登録番号の第一種動物取扱業登録申請書	・「5 業務の内容及び実施の方法」欄の非公開情報 ・「12 事業所に配置される職員の最低数」欄の非公開情報 ・「17 備考」欄の非公開情報
文書②	特定年月日付けで申請があった特定登録番号の第一種動物取扱業登録申請書	・「5 業務の内容及び実施の方法」欄の非公開情報 ・「12 事業所に配置される職員の最低数」欄の非公開情報 ・「17 備考」欄の非公開情報
文書③	特定年月日付けで申請があった特定登録番号の第一種動物取扱業登録申請書	・「5 業務の内容及び実施の方法」欄の非公開情報 ・「12 事業所に配置される職員の最低数」欄の非公開情報 ・「17 備考」欄の非公開情報
文書④	動物愛護管理法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類	非公開情報のうち、上から 1 行目
文書⑤	第一種動物取扱業の実施の方法	・「6 貸出しをしようとする動物の特性及び状態に関する情報の提供の方法」欄の非公開情報 ・「備考」欄の非公開情報
文書⑥	飼養施設の平面図	—
文書⑦	ケージ等の規模を示す平面図・立面図	—
文書⑧	使用承諾証明書	・「事業実施場所（事業所・飼養施設）の所在地」欄の非公開情報 ・「事業実施場所の使用者」欄の非公開情報 ・「事業実施場所の所有者又は管理委託者」欄のうち、郵便番号、住所、氏名、電話番号以外の非公開情報 ・「備考」欄の非公開情報
文書⑨	犬猫等健康安全計画	—

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 9 月 16 日 (収受)	○ 諮問
令和 8 年 7 月 28 日 (第 270 回第一部会)	○ 審議
令和 8 年 8 月 10 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
令和 8 年 8 月 28 日 (第 271 回第一部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	部 会 員
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和 8 年 10 月 5 日現在）（五十音順）